

令和 3 年 4 月 2 3 日

杉並区内指定特定相談支援事業所 管理者 様

杉並区内指定障害児相談支援事業所 管理者 様

杉並区役所障害者施策課

課長 山田 恵理子

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出について

杉並区では、基幹相談支援センターが正式にスタートした令和 3 年 4 月 1 日をもって、地域生活支援拠点が整備されたものとしています。

地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）の機能を強化する観点から、次に掲げる 5 つの機能の一部を担う区内の相談支援事業所につきましては、運営規程に拠点等の機能を担う相談支援事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを区に届け出ていただくことで、所定の加算を算定できることとしました。

また、機能強化型基本報酬の算定要件のうち、複数事業所による協働体制についても、拠点等の機能を担う事業所の届出が必要となります。

該当する事業所については、以下のとおりお手続きいただきますようお願いいたします。

1 拠点等の 5 つの機能

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートやその他必要な相談支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

病院や施設からの地域移行や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した方に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 届出により算定が可能になる加算

① 地域生活支援拠点等相談強化加算	700 単位/回
-------------------	----------

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーター

の役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受け入れの対応を行った場合に加算する。短期入所事業所への受け入れ実績(回数)に応じて、月4回を限度に加算。

② 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/回

拠点等における地域の体制づくりを強化する観点から、支援が困難な利用者等に対して、相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービス等を提供する事業者の職員等が、当該利用者についての情報共有及び支援内容の検討を行ったうえで、在宅での療養上必要な説明及び指導を協働して実施するとともに、地域課題を整理し協議会等に報告を行った場合に算定。月1回を限度に加算。

3 届出手続きについて

- (1) 拠点等の機能を担う事業所は、拠点等の5つの機能のうち実施する機能に係る内容を運営規程に規定してください。
- (2) 下記の届出書類を障害者施策課指導担当あてに提出してください。
 - ① 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書
 - ② 変更届出書
 - ③ 変更後の運営規程の写し

※届出事業所については、区のホームページ「の一まらいふ杉並」等で公表します。

4 留意点

- (1) 特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合は、1(1)、(2)、(4)、(5)の機能を担うことを運営規程に規定する必要があります。
- (2) 1(1)の常時の連絡体制の確保については、当該事業所が事前に把握した緊急時の支援が見込めない世帯の利用者や家族と直接連絡できる体制を確保し、緊急時の支援を速やかに行える体制を確保することとします。単一の事業所での対応が困難な場合等については、基幹相談支援センター等との連携や役割分担について事前に確認を行うことを前提に、常時の連絡体制の確保に努めている場合も届出ることが可能です。
- (3) 1(2)緊急時の受け入れ・対応については、対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じて短期入所等のサービスの利用調整を行うこととし、短期入所や医療機関への入院に限らず、障害者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行うこととします。基幹相談支援センターや短期入所事業所、医療機関等との連携や役割分担について、事前に確認を行うことを前提に、常時の連絡体制及び緊急支援体制の確保に努めている場合も届出ることが可能です。
- (4) 1(4)については、医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した方に対して専門的な対応を行うための研修等に参加するなどにより、機能を担っていることとします。
- (5) 1(5)については、地域自立支援協議会の本会や各部会等に参加するなどにより、機能を担っていると認めることとします。

※ (2) (3) の「事前に確認を行う」ことについては、今後すすめていくこととなりますので、今後行っていく意思があるということで届出を可能とします。

5 複数事業所による協働体制の確保について

機能強化型基本報酬の算定要件のうち、複数事業所による協働体制の確保については、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。
- (2) 協定を締結した事業所間で協働体制の要件を維持できているかについて、定期的(月1回)に確認が実施されていること。
- (3) 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上共同して実施していること。
- (4) 利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的(概ね週1回以上)に開催していること。
- (5) 協働体制を確保する事業所間において24時間常時連絡できる体制を確保していること。
- (6) 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- (7) 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備していること。
- (8) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- (9) 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置づけられていることを定めていること。
- (10) 1人の相談支援専門員の取扱い件数(前6月平均)がそれぞれ40件未満であること。

※複数事業所による協働体制を確保することによる機能強化型基本報酬の届出については、「計画相談支援・障害児相談支援における機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に係る届出書(複数の指定特定(障害児)相談支援事業所により一体的に管理運営を行う場合)」の提出が必要です。

※それぞれの要件を満たすことがわかる書類を添付してください。

6 その他

- (1) 上記の届出書等の提出先
障害者施策課 指導担当：味田
- (2) 届出書等の提出〆切
 - ・令和3年4月1日から加算の算定を開始する場合 ⇒ 4月28日(水) 17時
 - ・令和3年5月1日から加算の算定を開始する場合 ⇒ 5月14日(金) 17時
 - ・令和3年6月1日以降に加算の算定を開始する場合 ⇒ 前月の15日まで

【問い合わせ先：杉並区役所障害者施策課】

<届出に関する事> 指導担当：味田 ☎03-3312-2111 内線 1154

<報酬の請求に関する事> 認定・給付係：十亀・高橋 ☎03-3312-2111 内線 1159

<地域生活支援拠点に関する事> 基幹相談支援係：池田 ☎03-5335-7672 (直通)